

民法改正でこう変わる！契約実務講座

1896年の制定以来、約120年ぶりに改正となる民法（債権法）が2020年4月1日に施行されます。契約書の留意点やコツとともに、業務委託契約書等の契約条文例を使いながら改正ポイントを分かりやすく解説いたします。

日時 2018年 **7月5日(木)** 10時～17時

会場 広島商工会議所 2階 202号室
広島市中区基町5-44 ※駐車場・駐輪場はありません。

対象 総務・法務・労務担当者、管理職、経営者など

参加料 会員(広島商工会議所) 15,430円、一般 30,860円
※テキスト代・消費税を含みます。
※1社より3名以上参加の場合 13,890円(一般 27,780円)に割引いたします。

申込方法 参加申込書によりFAXにてお申込みください。
講座実施日の2週間前より順次、受講証と請求書を参加者に送付いたしますので、期日までに本所あて参加料をお振込みください。
※会場定員数に到達次第、申込受付を終了いたしますので、お早めにお申込みください。

講師

野口&パートナーズ法律事務所
弁護士
野口大 氏



◆プロフィール◆
平成2年司法試験合格、平成3年京都大学法学部卒業、平成14年ニューヨーク州コーネル大学ロースクール卒業。企業や経営者からの依頼が多く、企業法務が専門。特に契約書・債権回収・人事労務案件に強い。訴訟等紛争のみならず、体制整備やビジネス上のアドバイスまで行うコンサル型弁護士として全国的に著名であり、全国の多数の企業・経営者のブレインをつとめている。

お問合せ・お申込先 広島商工会議所
中小企業振興部人材開発チーム 田上(たがみ)
〒730-8510 広島市中区基町5-44
TEL(082)222-6691 FAX(082)222-6006
E-mail:hiroshima@hiroshimacci.or.jp

- 第1 一般的注意事項(形式面)**
- 1 課長名での契約でもいいのか
 - 2 印紙がない契約書の効力
 - 3 バックデートでもいいのか
 - 4 別紙等が抜けている場合
 - 5 印鑑の意味
 - 6 正式な契約書を作成できない場合のテクニック
- 第2 一般的注意事項(内容面)**
- 1 ビジネスで発生するトラブルを全て洗い出すことが重要
 - 2 完璧を求めるな
 - 3 自社に有利なひな型を用意しておけ
 - 4 先方が出してきた契約書を修正する場合のコツ
 - 5 契約書自体を修正せずに一部内容を変更する方法
 - 6 契約書自体を修正せずに曖昧な条項の意味を明確にするノウハウ
- 第3 法律と契約書**
- 1 契約自由の原則とは
(法律を無視して契約書を作成することはできるのか)
 - 2 下請法の概要
- 第4 民法改正と契約条項の検討(業務委託契約書を例に)**
- 1 前文
 - 2 業務内容の定め方
 - 3 検査検収・保証
 - 4 納期延長
 - 5 業務遂行に問題があった場合
 - 6 契約の解除・解約
 - 7 損害賠償
 - 8 知的財産権
 - 9 秘密保持
 - 10 再委託
 - 11 権利侵害
 - 12 契約書の例
 - 13 契約書の例(下請法の適用がある場合)
- 第5 その他民法改正の影響を受ける契約書類**
- 1 債権回収関係の書式(消滅時効関係)
 - 2 身元保証(連帯保証関係)
 - 3 約款関係
 - 4 その他

FAX 082-222-6006 民法改正でこう変わる！契約実務講座 参加申込書 (HP)

会社	名称			
	所在地	〒 -		
	TEL	() -	FAX	() -
	ご担当	※ご記入がない場合、参加者に受講票・請求書を発送いたします		
	業種			
備考	会員(広島商工会議所) ・ 一般(該当をO印で囲んでください)			

氏名	所属部署	役職
参加料(@ _____ 円) × (_____ 名) = (¥ _____ 円)		

※本申込書にご記入いただきました情報は、本事業における本人確認、参加者名簿・参加料請求書・受講証の作成、本所からの各種連絡・情報提供のために使用いたします。